

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等に対する訪問看護支援事業
補助事業の目的	新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、自宅や福祉施設等において療養を行っている患者に対し、訪問看護ステーションを支援することにより、医療提供体制の整備を図り、自宅療養者等が安心できる環境を確保する。
補助事業の対象となる者	県健康福祉事務所または市保健所（以下、「保健所等」という）において診察が必要と判断され、自宅療養者等への往診等を行い、訪問看護が必要と判断された場合に、当該対象者に必要なサービスを提供した事業所
補助事業の対象となる経費	保健所等から往診勧奨された医師からの指示による訪問看護経費
補助率	定額
補助金額	無症状・軽症等で自宅や福祉施設等において待機・療養している者のうち、保健所等から受診勧奨のあった者が受診し、訪問看護が必要と判断された場合に、当該対象者に必要なサービスを提供した事業所に対して 1日あたり 30,000円 とする。
適用除外する条項	第5条～第13条、第14条第2項、第18条、第19条
その他の事項	<p>（補助金の交付の決定）</p> <p>第4条の規定に基づく交付決定は、知事の指定する期間における保健所等から医療機関等への勧奨実績件数及び医療機関等からの報告件数をもって行う。また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急的・臨時的な事業であることから、令和3年4月12日以降に実施するものを交付対象とする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（別紙1）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。</p> <p>（是正命令等）</p> <p>知事は、補助事業の完了に係る実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。</p> <p>（額の確定）</p> <p>知事は、補助事業の完了に係る実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。なお、知事は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。</p>

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 訪問看護対象患者一覧 (別紙1)
	(指定期日) 別に通知する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更)
	(添付書類)
	(指定期日)
第 9 条 第 1 項	(報告事項等)
第 1 1 条	(添付書類)
	(指定期日)
第 1 9 条 第 1 項	(処分制限期間)